

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を 改正する政令案に関するパブリックコメントについて

国土交通省総合政策局
海洋政策課

1. 背景

船舶からの油及び廃棄物の排出規制を定めているマルポール条約附属書Ⅰ（油による汚染の防止のための規則）及び附属書Ⅴ（廃物による汚染の防止のための規則）では、海洋環境保全の見地から特別な規制を行う必要がある海域を特別海域として位置付け、当該海域に十分な陸上の受入施設が整備されたことが認められた場合は、当該海域に対して特別海域としての厳しい規制を適用しているところです。

このような中、平成19年7月の国際海事機関（IMO）第56回海洋環境保護委員会において、同条約附属書Ⅰ及び附属書Ⅴで特別海域とされている「ガルフ海域」並びに同条約附属書Ⅰのみで特別海域とされている「南アフリカ南部海域」に十分な受入施設が整備されたことが認められ、本年8月1日から新たに特別海域に係る規制を適用することとなったところ、マルポール条約の締約国である我が国においてもこれらの内容を担保する必要があることから、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和46年政令第201号）を改正することとします。

2. 改正の概要

（1）油の排出規制に係る特別海域の追加（別表第1の5関係）

ガルフ海域及び南アフリカ南部海域の範囲を定め、これらの海域について、マルポール条約附属書Ⅰの特別海域に係る規制を適用させることとする。

（2）廃棄物の排出規制に係る特別海域の追加（第2の2、第3関係）

ガルフ海域について、マルポール条約附属書Ⅴの特別海域に係る規制を適用させることとする。

3. スケジュール（予定）

公 布：平成20年7月上旬

施 行 期 日：平成20年8月1日